

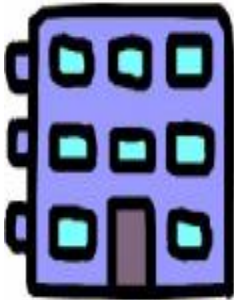


くらしのまど

vol.5



地震に伴う賃貸トラブルにご注意！



事例1)

地震で被害を受けたアパートを退去することにした。大家から違約金を請求されている。支払わなければならないか？

アドバイス)

震災被害で、住めなくなったために退去した場合は、違約金を支払う必要はありません。

事例2)

地震で被害を受け、大家から賃貸マンションの退去を求められた。退去しなければならないか？

アドバイス)

退去しなければならないか否かは、建物の損壊の程度や修繕にかかる費用や、修繕によって延びる建物の耐用年数など、さまざまな条件で総合的に決まります。まずは貸主とよく話し合いをしましょう。



(☆上記の事例も個別の事情により異なりますので、弁護士相談などを御利用ください。)

<弁護士会無料法律相談> (平日 14:00~16:00)

電話番号 024-925-6511、024-534-1211、0246-25-0455

<セミナー開催のお知らせ>

「賃貸住宅のトラブルを防ごう」：6月26日(日) 10:00~12:00

「住宅リフォーム成功の秘訣」：7月2日(土) 14:00~16:00

会場はどちらも労働福祉会館です。ぜひ、お申込みください。

セミナーの申込先はこちら



郡山市消費生活センター

電話相談 921-0333 (9:00~16:00)

来所相談 市役所分庁舎3階 (8:30~17:15)
(市民安全課内)

